

提案条例説明資料

**平成30年6月
浜田市議会定例会**

提案条例説明資料

担当部名称 財務部

1	議案番号	承認第1号										
2	題名	専決処分の承認について（浜田市税条例等の一部を改正する条例）										
3	目的・理由	「地方税法等の一部を改正する法律」が平成30年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により同年3月31日付けで浜田市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものです。										
4	概要	<p>1 個人住民税関係</p> <p>給与所得控除・公的年金等控除の見直しに伴い、次のとおり改め、平成33年度分以後の課税から適用する。</p> <p>(1) 障害者等に対する非課税措置の所得要件の見直し</p> <p>障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の場合の非課税の範囲を改正する。</p> <table border="1" data-bbox="544 1267 1401 1453"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年中の合計所得金額</td> <td>125万円以下</td> <td>135万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 均等割及び所得割の非課税基準額の見直し</p> <p>ア 均等割非課税</p> <table border="1" data-bbox="580 1565 1401 2065"> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>前年中の合計所得金額が 28万円×(1+扶養親族等の人数)+ 16万8,000円以下 (扶養親族がない場合は、28万円以下)</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>前年中の合計所得金額が 28万円×(1+扶養親族等の人数)+ 26万8,000円以下 (扶養親族がない場合は、38万円以</td> </tr> </tbody> </table>	内容	現行	改正後	前年中の合計所得金額	125万円以下	135万円以下	現行	前年中の合計所得金額が 28万円×(1+扶養親族等の人数)+ 16万8,000円以下 (扶養親族がない場合は、28万円以下)	改正後	前年中の合計所得金額が 28万円×(1+扶養親族等の人数)+ 26万8,000円以下 (扶養親族がない場合は、38万円以
内容	現行	改正後										
前年中の合計所得金額	125万円以下	135万円以下										
現行	前年中の合計所得金額が 28万円×(1+扶養親族等の人数)+ 16万8,000円以下 (扶養親族がない場合は、28万円以下)											
改正後	前年中の合計所得金額が 28万円×(1+扶養親族等の人数)+ 26万8,000円以下 (扶養親族がない場合は、38万円以											

下)

イ 所得割非課税

現行	前年中の総所得金額等が 35万円×(1+扶養親族等の人数)+ 32万円以下 (扶養親族がない場合は、35万円以 下)
改正後	前年中の総所得金額等が 35万円×(1+扶養親族等の人数)+ 42万円以下 (扶養親族がない場合は、45万円以 下)

2 法人市民税関係

(1) 大法人に対する電子申告の義務化

資本金1億円超の大法人に対する申告書の電子情報
処理組織による提出義務についての規定を追加する。

3 たばこ税関係

(1) 税率の段階的引き上げ

たばこ税の税率を平成30年10月1日から、3段階
で引き上げる(国と地方あわせて1箱当たり20円ず
つ計60円)。

(2) 「加熱式たばこ」の課税区分を新設

喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式
たばこ」の区分を創設する。

また、紙巻たばこの本数への換算方法が見直しさ
れ、5年間かけて段階的に新たな換算方法へ移行す
る。

(3) 「旧3級品たばこ」に係る税率の引き上げの延期

平成31年4月1日に予定されている「旧3級品た
ばこ」に係る税率の引き上げ(平成27年度税制改
正)については、平成31年10月1日に延期する。

4 固定資産税関係

		<p>(1) 再生可能エネルギーに係る特例措置について 出力による区分を設けた上で2年間延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>出力区分</th> <th>特例後の課税標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">太陽光発電設備</td> <td>1,000kw未満</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>1,000kw以上</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風力発電設備</td> <td>20kw未満</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>20kw以上</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水力発電設備</td> <td>5,000kw未満</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>5,000kw以上</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地熱発電設備</td> <td>1,000kw未満</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>1,000kw以上</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バイオマス発電設備</td> <td>10,000kw未満</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>10,000kw以上 20,000kw未満</td> <td>2/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特例率は、参酌基準を採用。 ※ 平成30年4月1日～平成32年3月31日の間に新たに取得されたものに限る。</p>	設備の種類	出力区分	特例後の課税標準	太陽光発電設備	1,000kw未満	2/3	1,000kw以上	3/4	風力発電設備	20kw未満	3/4	20kw以上	2/3	水力発電設備	5,000kw未満	1/2	5,000kw以上	2/3	地熱発電設備	1,000kw未満	2/3	1,000kw以上	1/2	バイオマス発電設備	10,000kw未満	1/2	10,000kw以上 20,000kw未満	2/3
設備の種類	出力区分	特例後の課税標準																												
太陽光発電設備	1,000kw未満	2/3																												
	1,000kw以上	3/4																												
風力発電設備	20kw未満	3/4																												
	20kw以上	2/3																												
水力発電設備	5,000kw未満	1/2																												
	5,000kw以上	2/3																												
地熱発電設備	1,000kw未満	2/3																												
	1,000kw以上	1/2																												
バイオマス発電設備	10,000kw未満	1/2																												
	10,000kw以上 20,000kw未満	2/3																												
5	<p>5 施行期日等</p> <p>1 施行期日 平成30年4月1日（一部を除く。） 2 経過措置 市民税、固定資産税及び市たばこ税に関する経過措置</p>																													

提案条例説明資料

担当部名称 財務部

1	議案番号	議案第 44 号
2	題名	浜田市税条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「生産性向上特別措置法」が制定され、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例が創設されたことから、当該固定資産税の特例率を定めるため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 特例の対象となる設備投資の要件</p> <p>(1) 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資</p> <p>(2) 真に生産性革命を実現するための設備投資 (導入により、労働生産性が年平均 3%以上向上する設備投資)</p> <p>(3) 企業の収益向上に直接つながる設備投資 (生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)</p> <p>2 特例の内容 固定資産税課税標準額を「0」とする。</p> <p>3 特例の対象期間 平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間 (集中投資期間)</p>
5	施行期日等	<p>(1) 公布の日</p> <p>(2) 平成 31 年 4 月 1 日</p>

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 45 号
2	題名	浜田市教職員住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	今後において入居者が見込めない教職員住宅を用途廃止するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	施設の設置を定める別表第 1 及び施設の使用料（家賃）等を定める別表第 2 から、次の教職員住宅を削る。 (1) 名称 旭ヶ丘教職員住宅 (2) 所在地 浜田市旭町今市 1134 番地 (3) 戸数 世帯用 4 戸（1 棟） (4) 月額使用料 33,000 円
5	施行期日等	公布の日
6	備考	当該教職員住宅には、現在入居者はいません。

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第46号
2	題名	浜田市立図書館協議会条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	平成30年4月の機構改革に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	浜田市立図書館協議会の庶務について定める第7条の庶務担当課の名称を次のとおり改正する。 (改正前) 中央図書館 (改正後) 生涯学習課
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第47号
2	題名	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の一部が改正され、連携施設の確保の例外等が規定されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 連携施設の確保の例外(第7条関係)</p> <p>家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難である場合であって、次の要件を満たす場合は、「連携協力を行う者」を確保することをもって、「連携施設」を確保することに代えることができることとする。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>2 食事の提供の特例の拡大(第17条関係)</p> <p>家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とする。</p> <p>3 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 48 号
2	題名	浜田市病後児保育室条例
3	目的・理由	病気の回復期にある乳児、幼児及び児童を一時的に預かる場を提供することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とする公の施設を設置することから、地方自治法の規定に基づき当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 設置（第 1 条）</p> <p>(1) 名称 浜田市病後児保育室</p> <p>(2) 位置 浜田市殿町 1 番地</p> <p>2 開館時間（第 2 条）</p> <p>午前 8 時 15 分から午後 6 時まで</p> <p>3 休館日（第 3 条）</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで</p> <p>4 使用対象者の要件（第 4 条）</p> <p>次に掲げる要件を満たす児童等。ただし、第 1 号及び第 2 号に規定する要件については、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市内に住所を有すること。</p> <p>(2) 生後 8 週に達する日から 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあること。</p> <p>(3) 病気の回復期にあることから集団で保育又は教育を受けることが困難であること。</p> <p>(4) 保護者の勤務の都合、疾病、出産その他やむを得ない理由により家庭で保育を受けることが困難であること。</p> <p>5 使用料（第 8 条）</p>

		<p>児童等 1 人につき、1 日当たり 2,000 円</p> <p>6 使用料の減免（第 9 条）</p> <p>使用料は、規則で定めるところにより減免することができる。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 規則で定める日</p> <p>2 準備行為 施行日前においても、使用する児童等の登録を行うことができる。</p>
6	備 考	<p>定員、減免金額は、規則において次のとおり定める予定です。</p> <p>(1) 定員 3 人</p> <p>(2) 減免金額</p> <p>ア 市町村民税が非課税の世帯の児童等 ⇒ 使用料の全額</p> <p>イ 市町村民税所得割合算額が 48,600 円未満の世帯の児童等 ⇒ 使用料の 2 分の 1 の額</p>

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 49 号
2	題名	浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の一部が改正され、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 放課後児童支援員の資格要件の規定の明確化(第 11 条関係) 教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許状を有する者を対象とするため、「教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者」に改める。</p> <p>2 放課後児童支援員の資格要件の拡大(第 11 条関係) 放課後児童支援員の基礎資格に「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認められたもの」を追加する。</p> <p>3 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	公布の日